

(別紙)

## 介護保険負担限度額認定申請書の添付書類について

以下の「確認対象」記載する資産（負債）を保有している場合は、申請書へその金額を記載するとともに、「添付書類（確認方法）」欄に記す書類の添付が必要です。

区分	内容	添付書類（確認方法）
確認対象	預貯金（普通・定期） ※ 複数の口座がある場合は全て	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）、証書等が個別にある定期預金等は証券等の写し ※ 下記「注意点」を参照
	有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
	金・銀（積立購入含む）など、 購入先の口座残額によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
	投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
	現金	自己申告
	負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など
確認対象外	生命保険	
	自動車	
	貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	
	その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	

### 「注意点」

- 添付する通帳等の写しは、以下のとおりです。
  - 通帳のコピーの取り方については裏面をご覧ください。
  - 配偶者がいる方は、夫婦2人分の全ての通帳等の写しが必要です。なお、預貯金以外の確認対象資産（有価証券等）についても同様に、夫婦2人分の資料添付が必要です。
- 後日銀行等へ照会することがありますので、申請書裏面の同意欄を忘れずに記載・押印してください。
- 偽りその他不正行為によって支給を受けた場合には、支給額の返還のほか、加算金を徴収することがあります。
- 添付書類に不備がある場合、適正な審査を行うことができないこと、また、他の申請者との公平性を考慮する必要があることから、申請を却下することがあります。